

寄せられた意見

No. 61-1

受付日	H17. 7. 21	年齢	63歳	居住 市町村名	札幌市
件名	天塩川流域委員会議事録公開問題				
天塩川流域委員会議事録全文公開について					
<p>第7回天塩川流域委員会を傍聴しました。委員会の最初に委員から「議事録の全文公開の要求」が出されて、委員長は今後検討すると回答しました。私は、全文公開は委員会がその機能をきちんと果たす上で必須と考えます。以下にその理由を述べます。ぜひ、全文公開するようにしていただきたい。</p>					
1. 委員会で論議される課題は、天塩川水域のみならず北海道の今後を考える上で重要なものです。そのために論議内容がきちんと公開されて、関係住民などが、何が論議されて、何が問題点となっているのかを知り、またそれに対して意見を述べるのが極めて重要です。委員会で委員が発言したように、要旨では関係住民などはこれらのことをほとんど知ることができません。住民参加でよりよい河川環境を作り出そうというのが流域委員会の役割なので、その役割を果たす上で議事録全文公開は、委員会および行政の責務であると思います。					
2. 全文公開はどこでも行われていることです。私は個人的に、有明海の問題に関心を持っていますが、2001年から2003年に開催された農林水産省のノリ第三者委員会、その後開催された中長期開門検討会議の議事録はすべて全文公開されて、関係者に問題点の情報を伝える上で大きな役割を果たしました。また、インターネットで調べてみると、平成13年2月から開催されている淀川流域委員会は、第1回議事録から全文公開されています。情報公開はいまや日本では常識となっています。天塩川流域委員会も時代に遅れることなく全文公開をすべきと考えます。					
3. 第1回議事要旨に述べられている（第2回委員会議事要旨）、議事録公開問題について意見を述べます。					
1) 議事録を公式の記録として全てを残すのは大変な作業であり、難しい問題もある：全文公開は、大変な作業であるかどうかで判断すべき問題ではありません。住民に必要な情報を提供するという行政の責任問題です。こんなことは言いたくありませんが、税金で運営している委員会の議事を十分知らせないということは、行政者の任務怠慢ということになるのではないのでしょうか。					
2) 議事要旨として作成し、その際に議論のあった意見だけ残すことでよい：その際に議論のあった意見だけを誰かが選択することになります。議論があったかないかは、もちろん委員も判断すべきですが、住民も判断に加わるべきで、誰かが選択することとは、恣意的になる危険があるので、絶対に行うべきではありません。					
3) 発言は責任をもって発言するが、発言の自由の保証はなければならない：責任をもって発言するということは、名前入りで発言するということです。研究者は、自らの意見を社会的に求められている存在です。匿名で発言するということは、研究者として社会的責任を果たしていない、極限すれば研究者でないということになります。後段の発言の自由の保証の問題ですが、これはある発言をすると後から脅迫されるなど危険な目にあうということを想定していると思います。もしその					

寄せられた意見

No. 61-2

受付日	H17. 7. 21	年齢	63歳	居住 市町村名	札幌市
件名	天塩川流域委員会議事録公開問題				
<p>ような問題が発生すれば委員会として毅然と対応するとともに、警察などに協力してもらって対応すべき問題です。それを理由に匿名発言しても、少なくとも委員会は傍聴自由ですので、危険性が少し減るだけです。また匿名発言を許すことになれば、脅迫に屈するという民主主義の根幹に触れる問題です。委員は選ばれた職務をまっとうするために、名前を明らかにして発言すべきですし、それこそ責任を果たすこととなります。なお、研究者だけでなく、地域住民から選ばれた委員の発言も、責任をもって発言するという事は、名前入りで発言することであることも付け加えます。</p> <p>4) 発言した内容をそのまま文章にするとわかりにくかったり、全体の雰囲気伝わらないことがあるので、発言した内容をそのまま文章化議事録は不要：そのまま文章にするとわかりにくかったりすることはあるでしょう。しかし、それは発言者の責任であります。もし、それを改善するというのであれば、公開する前に発言者に若干わかりやすく修正してもらうことです。要旨にまとめることによって全体の雰囲気が伝わると考える人がいるでしょうか。そのままの発言こそ雰囲気が伝わることは明らかではないでしょうか。</p> <p>5) 議事要旨は委員会の結論としてまとめるべきであり、途中経過において個人がどのように発言したのかを公式の記録として残す必要はないのではないかと：第7回委員会を傍聴しましたが、議論の結論がまとめられたとはいえません。あの委員会議事をまとめるとすると、明らかにまとめる人の意志が働きます。結論があるとすると、議事の最後にひとつひとつ確認してから行うべきです。実際には、まだまだ結論がまとめられるような状況にはありません。個人が発言したことが、その次の委員会でどのように取り上げられたのか、また無視されたのか、そのようなことが理解されてはじめて、委員会が正常に運営されているのか、そうでないのかわかります。2) や3) で述べたように、個人の発言が掲載されなければ、個人は責任をまっとうしないし、まとめる人の恣意的行為なので、それは行うべきではありません。2) で述べたように、多くの委員会では要旨としてまとめることは行っていません。行政が主人公ではなく、住民が主人公であることを忘れないでいただきたいです。</p> <p>6) 議事要旨は議論の結論であり、結論に至る経緯を知りたいという第三者からの要請があれば対応できるような記録の保管とその体制を作る必要がある。しかし、一般人公表する記録は匿名でよいのではないかと：繰り返しますが、議事要旨は議論の結論ではなく、まとめる人の恣意的行為です。結論は全文公開されたもの見た住民も含めて判断すべきことです。第三者からの要請があれば対応できるようにするとのことですが、基本的には住民に公開すべきもので、要請にこたえてすべき問題ではありません。匿名についてはすでに述べましたので繰り返しません。</p> <p>(別途追加で送付されたメール)</p> <p>直前に「天塩川流域委員会議事録公開問題」についてメールを送りました[]です。年齢を記述するのを忘れました。63歳です。よろしく願いいたします。</p>					

※ [] 箇所は、個人情報等に該当するため黒塗りしています。